教職員の不祥事防止に関する指針

はじめに

県教育委員会では、これまで様々な施策を通して不祥事防止に取り組んでいるが、未だ根絶には至っておらず、加えて、昨今のコロナ禍により、教育活動が制限され児童生徒等や保護者に大変な不便を強いている中においてもなお、教職員による不祥事が発生していることは極めて憂慮すべき事態である。

児童生徒に範を示し、指導する立場にある本県の公立学校教職員による不祥事事案の発生は、県民の教育に対する信頼を大きく損なうとともに、これまで懸命に取り組んできた本県における不祥事防止に向けた取組も水泡に帰するものであり、不祥事撲滅のさらなる取組が必要である。

服務監督権者である教育委員会は、不祥事は「絶対にあってはならないもの」であると同時に「誰にでも起こりうるもの」との認識の下、職員に常に高い倫理 観と強い規範意識を持たせ、公務員としての誇りと自覚を高めなければならない。

管理監督者である校長は、その任を自覚し、公務の内外を問わず所属職員の不祥事は校長がその責めを負うとの覚悟をもって不祥事防止に当たらなければならない。

教職員は、校長のその覚悟を感じ、自らを厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚して行動するものと考える。

こうした相互の信頼関係が組織の一体化につながるとともに、風通しの良い 職場づくりにより不祥事の根絶が実現できるものと確信する。

本指針は、不祥事防止のための本県教育委員会、市町村教育委員会、学校 長及び教職員がそれぞれに担う責務を明確にするとともに、本県から不祥事を 起こさないための総合的な方策を定めるものである。

令和4年3月15日 福岡県教育委員会教育長 吉田法稔

第1 基本方針

- 1 不祥事防止に関する施策は、教職員による不祥事が県民の教育行政や学校に対する信頼を著しく損なうものであり、とりわけ児童生徒等の心身の健全な発達に影響を及ぼす問題であるという基本的認識の下に行わなければならない。
- 2 不祥事防止に関する施策は、児童生徒等が教職員や学校を信頼し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、教職員に高い倫理観と強い規範意識及び教育公務員としての誇りと自覚を持たせることを旨として行わなければならない。

第2 福岡県教育委員会の責務

福岡県教育委員会は第1に定める基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、任命権者として、また県立学校職員の服務監督権者として、教職員による不祥事防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第3 市町村教育委員会の責務

市町村教育委員会は、市町村立学校職員の服務監督権者として、基本方針にのっとり、福岡県教育委員会と連携しつつ、教職員による不祥事防止に関する地域の実情等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、不祥事と思しき事案が発生したときは、学校、警察等関係機関と連携し、事実関係を調査の上、必要な措置を講じなければならない。調査の結果、 懲戒処分が相当と考えられる事案については、速やかに福岡県教育委員会 に報告しなければならない。

第4 学校長の責務

学校長は、基本方針にのっとり、所管する教育委員会の指導の下、公務の内外を問わず所属職員の不祥事は校長がその責めを負うとの覚悟をもって、不祥事を起こさない、起こさせない組織風土を醸成するとともに、当該学校に在籍する教職員による不祥事が発生したと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第5 教職員の責務

教職員は、基本方針にのっとり、法令を遵守するとともに、教育公務員として の高い倫理観と強い規範意識を保持し、自身が決して不祥事を起こすことが ないよう絶えず自らを律する責務を有する。

第6 懲戒処分等

I 懲戒処分が相当と考えられる事案については、福岡県教育委員会が学校、 警察等関係機関と連携し、事実関係を調査の上、別途定める懲戒処分の 指針に基づき、厳正に対処する。

(市町村立学校職員の事案については、第3による市町村教育委員会からの報告を基に行うものとする。)

- 2 Iにより懲戒処分を行ったときは、福岡県教育委員会は速やかに報道機関に対し、懲戒処分に関する情報を提供する。併せて、福岡県ホームページにその情報を掲載し、広く県民に知らせる。
- 3 福岡県教育委員会は懲戒処分事案が発生した要因を調査・分析し、第2 に定める施策の有効性を検証する。また、市町村教育委員会が第3に示す 適切な施策を構築できていないと判断される場合には、市町村教育委員 会に対し必要な指導・助言を行う。

第7 不祥事根絶に向けた総合的な方策

第2に定める施策は次の三つの柱で構成する。施策は、国の方針や本県及び他県で発生した不祥事の状況、第6の検証等を踏まえ総合的に勘案し、必要に応じて見直す。また、福岡県教育委員会は、施策の趣旨、内容等を県立学校、市町村教育委員会へ通知し、周知徹底する。

- 柱1 不祥事防止のための組織体制の強化
- 柱2 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上
- 柱3 不祥事防止のための職場内の環境(システム)整備

不祥事根絶に向けた総合的な方策

不祥事根絶に向けた総合的な方策			
柱 1 不祥事防止のための組織体制の強化			
┃	当部署の│県教育委員会 │置。	内に不祥事防止を担当する服務監察班を設	
福岡県不祥事 推進会議の設情	産 祥事事案につ	と市町村教育委員会が県費負担教職員の不いて課題の共有を図り、実効性のある不祥事	
不祥事防止推 一の選任	<u>防止対策を推</u> 進リーダ 各学校におけ	進。 る不祥事防止の取組の推進者を選任。	0
【新】不祥事 管理職の責任の	り明確化 処分の指針に	務上の指導を怠った場合等には、懲戒 基づく懲戒を含め、厳しく管理職の責任を問	
メンタルヘル	ス相談窓 心に不安や悩	これを通達に明記。 みを抱えている職員に対し臨床心理士、心療	
日の設置 おぬるにお		るカウンセリングを実施。	
柱2 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上 【新】新たな研修資料│飲酒運転やわいせつ行為などの不祥事類型別のチェック			
■	属研修の リストや校長	いせ 3行為などの不祥事類型別のデェック としてのチェックポイント、事例研究ワーク し、実効性のある研修を実施。	0
【新】専門的 り入れた研修	コンテン 発生のメカニ	協力のもと、交通心理学等の観点から不祥事 ズムの解析や効果的な対策をまとめた研修	
ツの作成	コンテンツの		
【新】県教育 る学校訪問・記	川示 事防止の徹底	めとする幹部職員が学校を訪問し、直接不祥 を訓示するとともに、再発防止の取組・改善 町村立学校に対しては所管する教育委員会と	0
学校長による		ク。 事根絶について職員一人一人に語りかける	
の徹底		務上及び私生活上の課題を把握し、悩み等に	0
不祥事防止 v ージの開設・		ホームページに不祥事防止リーフレット、 戒処分の指針、不祥事防止研修資料等を掲 情報を提供。	
柱3 不祥事防止のための職場内の環境(システム)整備			
風通しの良いり	職場づく 日頃の悩みを お互いに指摘 斐のある職場	気軽に相談しあい、気になる点は職員同士が しあえるような、明るく風通しの良いやり甲 づくりを行う。また、朝の挨拶等に加え、学 での「5分間ミーティング」等を実施。	0
飲酒運転撲滅取組	に向けた ・飲酒運転が ・ハンドルキ ・飲酒運転撲 ・飲酒運転撲 ・出勤時のア	しないための3つのルール」の遵守 止ステッカーの配布、貼付 ーパー運動の推進 滅スタンドの設置 滅に関する宣誓書への署名 ルコール検査を随時実施【新】	0
適正飲酒に向り	ナた取組 ・飲酒習慣に・医療機関へ	関する診断の実施	0
【新】教職員 等利用に関す 針の策定	のSNS SNS等によ	る児童生徒との一対一での連絡を禁止。	0
【新】複数指 確立	ることで、個	複数担任制等による複数指導体制を確立す 々の教職員の課題や悩み等の共有を図るとと 生徒指導を推進。	0
I 1	ひに、週切な	工派汨守で推進。	

【新】・・令和3年度からの新たな取組

○ ・・市町村においても地域の実情等を踏まえ適切に対応することを求める施策